

2027年日本ラリー選手権規定
(全日本選手権成立要件に関する改正)

下線部：変更箇所
(変更箇所のみ記載)

改正後	現行規定				
第1章 総 則 第4条 選手権競技および選手権シリーズの成立 1. 選手権クラスの成立 全日本選手権は、各クラス<u>1</u>台以上の<u>参加出走</u>台数を以て、選手権クラスとして成立する。 地方選手権は、各クラス3台以上の参加出走台数を以て、選手権クラスとして成立する。 2. ～3. (略) 第2章 全日本選手権 第8条 クラス区分 参加車両は下表の通りクラス区分される。 <table><tr><td>クラス2 (JN-2)</td><td>気筒容積が2, 500cc以下で2輪駆動の、FIA公認車両、および国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認または承認車両、上記第7条4.に基づく一時抹消登録済みの車両</td></tr></table>	クラス2 (JN-2)	気筒容積が2, 500cc以下で2輪駆動の、FIA公認車両、および国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認または承認車両、上記第7条4.に基づく一時抹消登録済みの車両	第1章 総 則 第4条 選手権競技および選手権シリーズの成立 1. 選手権クラスの成立 全日本選手権は、各クラス<u>5</u>台以上の<u>レッキ受付</u>台数を以て、選手権クラスとして成立する。 地方選手権は、各クラス3台以上の参加出走台数を以て、選手権クラスとして成立する。 2. ～3. (略) 第2章 全日本選手権 第8条 クラス区分 参加車両は下表の通りクラス区分される。 <table><tr><td>クラス2 (JN-2)</td><td>気筒容積が2, 500cc以下で2輪駆動の、FIA公認車両、および国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認または承認車両、上記第7条4.に基づく一時抹消登録済みの車両</td></tr></table>	クラス2 (JN-2)	気筒容積が2, 500cc以下で2輪駆動の、FIA公認車両、および国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認または承認車両、上記第7条4.に基づく一時抹消登録済みの車両
クラス2 (JN-2)	気筒容積が2, 500cc以下で2輪駆動の、FIA公認車両、および国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認または承認車両、上記第7条4.に基づく一時抹消登録済みの車両				
クラス2 (JN-2)	気筒容積が2, 500cc以下で2輪駆動の、FIA公認車両、および国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認または承認車両、上記第7条4.に基づく一時抹消登録済みの車両				

					<u>当該クラス単独で、同年日本ラリー選手権規定第4条1.に定める成立台数に満たない場合は、競技会ごとにクラス1と統合する。</u>
第10条 得点基準および選手権順位の決定 1. (略) 2. 選手権順位の決定 1) 選手権として成立した競技会数が8戦以上の場合は高得点順に6戦を、7戦以下の場合は高得点順に5戦を得点合計の対象とする。 2) 上記1)に従って各競技者のクラス別得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別選手権順位を決定する。<u>ただし、選手権として成立した競技会において当該クラスに参加出走した回数が3回に満たない競技者は順位に含めないものとする。</u> JAFは、このクラス別選手権順位において第1位となったものを、クラス選手権者として認定する。 3)～5) (略) 以上			第10条 得点基準および選手権順位の決定 1. (略) 2. 選手権順位の決定 1) 選手権として成立した競技会数が8戦以上の場合は高得点順に6戦を、7戦以下の場合は高得点順に5戦を得点合計の対象とする。 2) 上記1)に従って各競技者のクラス別得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別選手権順位を決定する。 JAFは、このクラス別選手権順位において第1位となったものを、クラス選手権者として認定する。 3)～5) (略) 以上		